

開 会 午前10時

●小形香織委員長 ただいまから、建設委員会を開会いたします。

報告事項でありますが、小竹委員からは、遅参する旨、届出がございました。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第54号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第6号）中関係分及び議案第55号 令和6年度札幌市土地区画整理会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●藍原総務部長 議案第54号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第6号）のうち、建設局関係分について補足説明をいたします。

初めに、歳出予算についてであります。

議案第54号の3ページ目をご覧ください。

歳出の表の下から2段目の第6款 土木費のうち、第2項 道路橋りょう費であります。こちらは、昨年12月の第4回定例市議会で議決いただきました補正予算について、国庫交付金や補助金の内示を受け、4億9,400万円を減額するものでございます。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

6ページ目は、繰越明許費の追加でございます。

表の真ん中、第6款 土木費の第1項 土木総務費、第2項 道路橋りょう費であります。これらは、関係先との調整などに時間を要し、年度内の執行が困難と予想をされますことから、翌年度に事業費を繰り越すため、追加するものでございます。

次の7ページ目ですが、こちらは繰越明許費の変更でございます。

表の真ん中、第6款 土木費の第2項 道路橋りょう費と第6項 公園緑化費であります。これらは、事業の進捗の遅れなどにより年度内執行が困難と予想されることから、翌年度へ事業費を

繰り越すため、金額を変更するものでございます。

最後に、8ページ目をご覧ください。

上の表は、債務負担行為の追加でございます。

この表の一番下の街路新設改良であります。こちらは、早期着手が必要な工事におきまして、令和7年度から令和8年度までの複数年にわたる契約を締結するため、追加して債務負担行為を設定するものでございます。

その下の表は、債務負担行為の変更でございます。上から三つ目の生活道路等整備、その下の道路新設改良、街路新設改良であります。これら三つにつきましては、早期発注により施工時期の平準化を図る、いわゆるゼロ市でありまして、工事等の入札及び契約を年度前から行うことにより新年度早期の着工を可能とするため、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

●高田市街地整備部長 議案第54号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第6号）のうち、土地区画整理会計繰り出しに関する繰越明許費の補正及び議案第55号 令和6年度札幌市土地区画整理会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

議案書は8ページと31ページとなります。

繰越明許の理由といたしましては、篠路駅東口地区土地区画整理について、地権者の移転作業に時間を要したことから、年度内の執行が困難と予想される各会計の事業費の一部につきまして設定するものでございます。

●小形香織委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第54号中関係分及び議案第55号の2件を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 異議なしと認め、議案2件は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●高橋みどりの推進部長 議案第41号 札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明いたします。

本条例案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正となり、同施行令の第21条が第22条に繰り下げられたため、これを引用する本市の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の規定整備を行うものとなっております。

なお、これ以外に変更はありません。

改正条例の施行期日は、令和7年6月1日としております。

●小形香織委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第41号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 異議なしと認め、議案第41号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 市道の認定の件を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●藍原総務部長 議案第53号 市道の認定の件につきまして補足説明をいたします。

本件は、新たに市道に認定をいたします3路線につきましてご審議をいただくものでございます。

新たに市道に認定する3路線につきましては、開発行為によるものが2路線、土地の寄附を受け、私道を札幌市が維持管理する市道とするものが1路線となっております。

●小形香織委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第53号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 異議なしと認め、議案第53号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●二宮建築指導部長 議案第42号 札幌市地区

計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明いたします。

先般、都市計画法に基づく地区計画として、東月寒向ヶ丘第二地区が変更されたところであります。

本条例案は、都市計画の変更に伴い、計画地区の追加及び当該区域内の建築物の制限に関する規定整備を行うものであります。

●小形香織委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第42号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 異議なしと認め、議案第42号は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時11分

●小形香織委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第43号 札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●住友給水部長 議案第43号 札幌市水道布設

工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明いたします。

札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例は、水道法において配置が義務づけられています布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を規定しております。

このたび、水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関する内容が一部変更となりました。

布設工事監督者の資格要件に、機械工学、電気工学に関する課程を修めて卒業した者や1級土木施工管理技士合格者に関する要件を加えたこと等です。

これらの資格については、水道法に基づき、地方公共団体が条例で定めることにしているため、政省令の改正内容を踏まえ、本条例案において規定するものです。

●小形香織委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第43号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 異議なしと認め、議案第43号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 令和6年度札幌市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、理事者から

補足説明を受けます。

●加藤総務部長 議案第61号 令和6年度札幌市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明いたします。

このたび、エネルギーや食料品など、物価高騰の影響を受けた市民生活への支援策といたしまして、国の重点支援地方交付金を活用し、家事用の水道基本料金2か月分の減額を令和7年度に予定しております。

この料金減額に係るシステム改修は、令和6年度から準備を進める必要があるため、上下水道料金関連業務につきまして債務負担行為の限度額を変更し、9,900万円を追加するものです。

●小形香織委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第61号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 異議なしと認め、議案第61号は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時16分

●小形香織委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第62号 令和6年度札幌市下水道事

業会計補正予算（第2号）を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●吉田経営管理部長 私から、議案第62号 令和6年度札幌市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

ファイルの1ページ目をご覧ください。

このたびの補正ですが、主に2項目ございます。

初めに、第2条 資本的収入及び支出の補正ですが、これは、国の補正予算等に伴い、建設改良費の増額を行うもので、先に支出からご説明をいたします。

第1款 資本的支出は、第1項 建設改良費のとおり、事業費を15億9,200万円増額するものがあります。

続いて、その上の収入につきましては、事業費の財源として、第1款 資本的収入の第1項 企業債を7億8,800万円、第2項 国庫補助金を6億3,100万円、第3項 国庫交付金を1億6,800万円、第4項 負担金を500万円、それぞれ増額するものであります。

次に、第3条 債務負担行為の補正ですが、次のページをご覧ください。

別表に記載のとおり、管路布設等事業の一部につきまして、工事の早期発注による事業執行の平準化を図るため、債務負担行為の限度額を35億円から58億円に増額するものであります。

●小形香織委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 なければ、討論を終了いた

します。

それでは、採決を行います。

議案第62号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小形香織委員長 異議なしと認め、議案第62号は、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、下水道サービスの受益者負担の在り方に係る札幌市営企業調査審議会への諮問についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●小泉下水道河川局長 本市の下水道事業は、排水需要の大きな変化による使用料収入の減少が続く中、社会経済状況の変化の影響から、電力料金などの経費が著しく増加し、令和5年度決算では、14年ぶりに純損失が生じるなど、経営が悪化しており、今後も厳しい状況が続くものと考えております。

こうした状況の中にあっても、将来にわたり市民生活に必要な都市のインフラを守り、市民サービスを維持していくためには、さらなる効率化はもとより、安定した財源確保等の経営基盤の強化が必要と考えております。

このたび、持続可能な下水道サービスの提供のための受益者負担の在り方について、札幌市営企業調査審議会に諮問することになりましたので、本日、建設委員会にご報告をさせていただきます。

諮問の概要につきましては、経営管理部長の吉田から説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

●吉田経営管理部長 ファイルの諮問の概要についてご説明申し上げます。

まず、諮問の経緯ではありますが、2020年策定の現ビジョンでも、加速度的に進行する老朽化への対応のため、2026年度以降の資金不足を懸念していたところであります。そこに、コロナ禍や電気料金などの物価高騰が追い打ちとなりまして、財

政状況が想定外に急速に悪化する中、これまで経営を続けてまいりました。

一方、下水道を取り巻く環境につきましては、人口減少による減収、激甚化する集中豪雨や耐震化に加えまして、脱炭素や汚泥活用などの新たな役割も求められ、労働力不足への対応など、劇的に変化をしてくております。

こうした状況を踏まえまして、このほど、10年間の投資計画を試算した結果、下水道サービスを24時間365日休まずに続けていくためには、安定的な財源確保が必要と判断をしたところであります。

このため、審議会に対し適正な受益者負担の在り方について諮問し、ご意見を賜ることとしたものであります。

続きまして、2、これまでの歩みと整備状況についてご説明を申し上げます。

現在の下水道は、維持管理時代から改築時代への大きな転換点にあると考えております。

普及率は99.8%、管路延長は8,300キロメートル、処理施設は30か所、これまでの投資総額は1兆3,000億円に上る膨大な都市インフラとして、ふだんは目に見えませんが、市民の生活を守る重要な役割を果たしてまいりました。

これらは市民の貴重な財産でもありますので、未来の世代に確実につなげていかなければならないと考えているところであります。

続きまして、右側の3、下水道が抱える課題です。

老朽化は加速度的に進み、2034年には、管路、処理施設共に半数の施設が50年を超える見込みです。さらに、大規模地震や激甚化、多発化する集中豪雨への対策も急務となっております。

次に、（2）物価上昇に伴う維持管理費の急増についてであります。

電気料金は191%上昇、資材費、労務単価も大きく上昇し、これら経営側で回避できない経費が大きく影響し、維持管理費は、2016年の174億円

が2024年に229億円と、55億円、30%以上増加をしております。

続いて、資料の2枚目をご覧ください。

経営状況は、維持管理費の急増により、2023年度、10年ぶりの純経常損失、経常収支比率も100%を下回り、資金残高も2023年度は2019年度に比べまして11億円減少をしております。

続いて、(4)排水需要の変化と他都市比較です。

前回の改定から、家事用は13億円増加の一方、業務用は126億円から88億円へと、38億円の減少、家事用、業務用の割合が逆転をし、総収入も25億円、11%減少をしております。

②の他都市比較では、月20立米使用の場合、札幌市は1,270円で、28年間、下から2番目、大都市平均に比べ772円安く、また、道内では28年間最も安く、平均の3分の1となっております。

左下の③は、水量別の比較で、全区分で平均を大きく下回っております。

④の市民1人当たりの年間負担額は、札幌市が最も安い9,382円で、平均より5,225円安くなっております。

さらに、総務省の家計費調査では、札幌市の2人世帯の上下水道料金が年間4万9,522円、52の大都市中49位と、様々な指標から札幌市の使用料水準が低くなっております。

続きまして、資料右側、4、新たな役割についてであります。

新たな役割として、脱炭素や汚泥活用、下水サーベイランスのほか、雪処理へのさらなる貢献も求められております。

昨年4月に、水道事業の国交省移管など、水インフラを取り巻く環境も大きく変化をし、能登半島地震では、耐震化の遅れが復旧の支障となることが顕著になり、上下同時復旧や上下一体の耐震化が改めて強く認識されたところであります。

続きまして、5、これまでの業務改善の取組についてであります。

前回の改定以降、施設の延命化など、ライフサイクルコスト削減に努めてまいりましたほか、10か所の水再生プラザのうち、6か所の委託化やポンプ場の無人化、汚泥の運搬方法の見直しなどによりまして、右側のグラフのとおり、職員数も683人から459人へと224人削減をしております。

人件費も68億円から35億円へ、33億円、49%の削減をし、コスト削減の累計は27年間で614億円となっております。

続いて、6、使用料体系の課題です。

使用料の算定方式につきましては、資金収支積み上げ方式、いわゆる資金ベースといったものと、総括原価方式、いわゆる損益ベースの二つがございまして、札幌市は、資金確保を優先した資金ベースを採用してきております。

損益ベースは、減価償却費を原価としまして、収支が黒字となるよう料金を算定するため、経営が安定いたします。

また、将来の更新を重視した方式であるため、公営企業はこちらが原則とされているところであります。

札幌の水道局は損益ベースを採用しております。

その下、(2)基本水量制ですが、札幌市では現在、ゼロから10立米までは一律、基本使用料の600円となる基本水量制を採用しております。

節水意識の高まりや単独世帯の増加によりまして、公平性の観点から、解消が望ましいとされているところであります。

なお、市内半数の53万2,000世帯が1か月10立米以下、600円の基本使用料以内となっております。

資料の3枚目をご覧ください。

激変する環境に的確に対応していくため、今後の見通しを試算したところであります。

試算の前提としまして、まずは、何よりも徹底した内部努力が重要であることから、現在、局が一丸となって業務改革を進めており、様々な取組

で使用料算定の基となる維持管理費の削減に努めてきております。

一例としまして、公共ます取付け管の修繕について、これまでは維持管理費として支出していたものを改築事業費へ変更し、減価償却費として平準化することによって、今後10年間の維持管理費を236億円削減いたしました。

また、運転管理や修繕の工夫により、約14億円を削減することとしております。

右の図は、管路の老朽度の調査箇所の選定をA Iにさせることによりまして、作業の短縮化を検討しているものであります。

続きまして、(2)の10年間の見通しです。

白色の支払い利息は、1996年の186億円をピークに、2023年に22億円まで減少してきましたが、2024年から増加に転じ、金利の上昇もあり、2034年は73億円まで増加、黄色の委託料につきましては、2021年に86億円だったものが、2034年には121億円に増加の見込みです。

グレーの電気料金につきましては、2022年に44億円に急増し、今後も40億円程度で推移の見通しで、維持管理費等の支払い利息の合計につきましては、2021年の210億円が、2034年に312億円へ増加をする見通しとなっております。

この結果、下の②のグラフのとおり、使用料算定の基となる汚水処理経費も増加が続き、使用料で経費が賄えていないという状況がさらに拡大の見通しとなっております。

その右の③の資金残高は、2027年に枯渇、オレンジ色の経費回収率は、2030年に国の交付金条件の80%を下回るおそれがあります。

続きまして、資料右側、2060年度までの長期見通しでございます。

2034年度以降は不確定要素が多く、具体的なものではないことをご理解ください。

水色の使用料につきましては減少を続けていく見込み、オレンジ色の建設事業費は、水再生プラザなどの大規模更新が始まる2041年から増加を

し、高止まりで推移する見通しです。緑色の維持管理費につきましては、人口減少に伴うダウンサイジングで減少の見通し、紫色のグラフは未償還残高で、2060年に過去のピークであった3,682億円を大きく上回る5,000億円に達する見通しであります。

続きまして、下水道ビジョンの策定についてであります。

こうした激変する社会環境への対応や、昨年度策定しました改築基本方針を着実に進めていくため、新たな実行計画が必要と考えており、審議会への諮問結果を踏まえながら、下水道ビジョンを前倒しで策定したいと考えているところであります。

最後に、今後の審議会のスケジュールについてであります。

3月の諮問の後、下水道部会という専門部会で5回程度時間をかけ、詳細にご審議をいただき、7月頃をめどに答申いただければと考えているところであります。

●小形香織委員長 それでは、質疑を行います。

●山田一郎委員 ただいま、下水道サービスの受益者負担の在り方に係る札幌市営企業調査審議会への諮問についてご説明いただきました。

まず、これから諮問が行われる段階であり、深い議論や方向性の検討は審議会でご議論いただきたいと思います。

私は、前回の改定以降の経営状況について、何点か確認させていただきます。

先ほどの説明によりますと、施設の老朽化が加速度的に進む中、2022年度から著しい物価高騰により維持管理費が急増しているとのことでありました。また、今後も、委託料や支払い利息などが大きく増加していく予測であるとのことでした。

一方で、札幌市の下水道使用料は他都市と比べても低く、28年間、政令市の中で下から2番目の水準にとどまっている状況でありました。

こうした状況を踏まえ、札幌市は、受益者負担の在り方について審議会に諮問することとありますが、まず最初に、これまでの札幌市の下水道使用料の改定の変遷について伺います。

●吉田経営管理部長 下水道使用料の改定の変遷についてのご質問でございます。

札幌市の下水道は、大正15年、1926年に事業を開始以降、1959年に20立米当たり100円で使用料の徴収を開始しております。

その後、1966年に200%の改定、1976年には160%の改定など、いわゆる整備拡張時代に延べ6回の改定を行ってきており、1997年、平成9年に現在の1,270円となったところであります。

その後は、現在まで、維持管理の時代が続いたことから、現行の使用料が28年間続いてきたところであります。

●山田一郎委員 ただいまの答弁では、徴収開始の1959年に100円であった使用料が、6回の改定の後に、1997年に約12倍の1,270円となり、今日まで、まだ安価な料金水準で維持されてきたとのことでありました。

先ほどの説明では、前回の改定からこれまでの業務改善の取組として、施設の延命化や運転管理の委託などにより、職員数や人件費の大幅削減など、使用料を抑制するためのコスト削減に努めてきたとのことでありました。

このような経営努力が使用料金を28年間ずっと維持してきたということに寄与しておりまして、このことは市民にとっていいことであり、評価させていただければと思います。

ただ、使用料を抑制できたのは、もちろん皆さんの努力もあると思うのですけども、ほかにも要因があったのではないかと考えております。

それらの要因を可能な限り正確に読み解き、分析をしていくことは、今後の受益者負担の在り方を検討、議論していく上では重要でないかと考えております。

そこで、28年間、使用料を安く維持できた要因

をどのように分析しているのか、具体的にお示しください。

●吉田経営管理部長 なぜこれまで使用料を安く維持できたのかというご質問かと思えます。

一つ目の要因は、札幌市の管路延長は全国で3番目に長い状況であります。これは、経営上は不利ではありますが、この管路につきましては、雨水と汚水を同じ管で流す合流式として整備をしてきたことから、費用が抑制できたことであります。

二つ目の要因としましては、1996年に下水道普及率が99%を達成したことで、その後の建設事業費と企業債の発行の抑制に努めてきたことであります。

三つ目の要因としましては、支払い利息の減少です。

これは、最大9.1%の借入れ利率が0.003%まで低下をしたこと及び利率の低い民間債の活用割合を2割から5割に高めるなど、民間債の積極的な活用によりまして、1996年度に184億円だった単年度の支払い利息が2023年度には22億円まで減少をしてきたことが要因となっております。

これらに加えまして、先ほどご説明いたしましたコスト削減により、1997年度に223億円だった污水处理経費が2021年度に182億円まで減少し、28年間改定をせず経営することができたと考えているところであります。

●山田一郎委員 今、ご答弁いただきました使用料を安く維持できた要因として、合流式による整備、コストの削減、また、建設事業費と支払い利息の減少、加えて、積極的なコスト削減努力があったということでありました。

受益者負担の在り方、すなわち、使用料の改定は、新たな市民負担につながるものですので、市民の理解と協力が不可欠になります。

そのためには、市の努力の必要性や経営の推移などを丁寧に説明していくことが重要と考えます。

こうしたことから、今後、これらの改定の変遷や28年間安く維持できた要因を審議会にもしっかりとお示しして、深い議論につなげていただきたいと考えております。

次の質問ですが、これは水道料金の事例ですが、1月の新聞報道で、一般社団法人の水の安全保障戦略機構が、今後25年間で水道料金の値上げが必要な事業体は全国で96%、その値上げ率が平均48%との衝撃的な発表があったところであります。

道内では、89事業体のうち、88事業体が今後20年以内に値上げが必要とされました。これは水道の事例ではありますが、私は下水道も同じようなことが言えると思います。

先日、埼玉県では、下水道の老朽化が原因と見られる大変痛ましい事故が発生いたしまして、先日、つい最近も上水道の老朽化による破損事故が報道されまして、これらのニュースを受けて、市民の皆様も想像以上にインフラの老朽化は進んでいるのではないかなと感じたところであると思います。

下水道は、水道に比べて施設規模が大きく、一たび事故が起こると大変な事態を引き起こしてしまうことが明らかになりました。このような事故を起こさないためにも、日頃の調査、修繕や適切な改築が重要であり、そのためには、安定した財源確保が必要であります。この状況は、他都市も同様だと思われま

す。そこで、他都市では、その財源確保に向けてどのように対応してきているのか、これまで他都市の調査なども行ってきたとのことですので、他都市の改定の実施状況について伺います。

●吉田経営管理部長 他都市の改定状況についてのご質問にお答えいたします。

札幌市が前回の改定を行いました1997年以降の28年間で、大都市の21都市中、20都市が既に一度改定をしております。改定していない都市は札幌市のみとなっております。

また、ここ10年以内に改定をした都市は5都市となっております。

このほか、現在、千葉、川崎、名古屋の3都市が、新年度以降の改定に向け、審議会や議会で議論を重ねているところであります。

このうち、1,946円の料金である千葉市は、1997年以降、過去7回改定をしてきております。また、1,960円の川崎市や1,640円の名古屋市は、2度目の改定となっております。いずれの都市も、現状で札幌市の1,270円より大幅に高い使用料水準となっております。

なお、最も安い大阪市におきましても、検討を開始したところとなっております。

●山田一郎委員 下水道料金の改定というのは、先ほども言いましたが、市民の皆様の負担につながりますので、その必要性や背景については、十分に説明を行って、市民の皆様の理解を得ることが不可欠と考えます。

特に、下水道料金というのは、水道料金とともに徴収されるので、市民の皆様にとっては水道料金の値上げと認識される可能性が高いことを十分に考慮して、誤解のないように丁寧な情報提供をお願いしたいと思います。

また、答弁でありましたが、本市は政令指定都市の中で唯一、1997年以降、下水道料金の改定を行ってこなかった都市であります。そのため、他都市は、今答弁がありましたように、いろいろな改定をやってきたということもありますので、この改定状況は十分に参考にできるところがあると思います。札幌市にとって最適な方法や時期を慎重に検討することが可能であると思っております。

過去の経営努力を本当にたくさんやってこれたと思いますので、これを踏まえて、無駄のない効率的な運営を継続するとともに、今、様々な分析を行っているということでもありましたので、審議会の皆様にも検討材料を積極的に提示して、深い議論となることを求めて、私からの質問を終わ

ります。

●中村たけし委員 私からは、2点、電気料金の抑制と改築の際の経費削減についてお伺いさせていただきます。

質問の前に、政令市の中で低廉な下水道収入で運営されてきたことに関して、皆さんの努力に改めて敬意を表したいと思います。

その点で、先ほどの説明によりますと、近年の電気料金や資材費の高騰がこのたびの適正な受益者負担の在り方に関する諮問に至った要因の一つという説明がありました。

この中でも、電気料金の上昇幅は大きく、資料にもありますとおり、資料の本文の10ページを見てももらったらよく分かると思うのですが、2016年からは、灰色のところ、26億円の前後で2021年まで推移していたのですが、2022年になって、電気料金が44億円に上がって、高い水準で推移しているというのが実態なわけです。こういことが下水道事業の財政状況の悪化に追い打ちをかけたという説明でございました。

下水道事業は、札幌市の行政活動の中でも特に電力の使用量が多くて、年間の電気料金は、先ほど申し上げたとおり、40億円に上っているという状況にあります。

経営改善に向けては、この莫大な電気料金を可能な限り抑制する取組が有効だというふうに考えます。

そこでまず、質問ですけれども、電気料金を抑えるための取組がこれまでどのようなものであったのか、伺います。

●清水事業推進部長 電気料金を抑える取組としましては、省エネルギーの取組と、発電によって購入電力を削減する取組の二つを主に進めてございます。

まず、省エネの取組としましては、特に消費電力が大きい水処理施設、水再生プラザの省エネ型の散気装置や送風機を導入してございます。

また、購入電力を削減する取組としましては、

汚泥の焼却排熱による蒸気発電、下水道科学館への太陽光発電の設置など、再生可能エネルギーの活用を行ってまいりました。

これらの取組によりまして、平成9年度から現在までの間、東部水再生プラザですとか東雁来雨水ポンプ場といった新しい施設が四つ増えてございますけれども、電力使用量につきましては同等程度に抑えるなど、電気料金の抑制に努めてまいったところでございます。

さらに、電力小売の自由化に併せまして、電力会社との契約期間を短縮することによりまして、競争入札の機会を増やし、低廉な電気料金で契約する工夫も行ってございます。

●中村たけし委員 ただいまの答弁で、電気使用料を削減する取組として、自ら発電して購入電力を抑えるという取組に加えて、契約の工夫によって電気料金を抑えてきたという説明もありました。

今後、さらなる経営改善に向けては、可能な限り電気料金の削減に努めて経費削減を進めるということとをさらに期待しているわけでありまして、あわせて、収入を得る取組を進めるということも重要でございます。

近年、電力の安定化に向けて、節電などに協力する事業者が報酬を得られるデマンド・レスポンスという取組が注目を集めております。

このデマンド・レスポンスは、なかなかなじみのない言葉なので、どういったものか説明をさせていただきますと、電力の消費者である需要家が使う量や時間をコントロールすることで電力需要のパターンを変化させるという仕組みでありますけれども、電力の小売の自由化によって、小売供給者と需要家の間にアグリゲーターと呼ばれる束ねる人が中に入って、需要のピークを抑えることによって収入を得る、簡単に言えばそういった取組なのですが、今、これが注目を集めておりまして、多くの電力を消費している下水道事業者が運転や設備の工夫でデマンド・レスポンスと

いうものに対応できると思うわけでございます。

実際に、東京都や秋田県などでは、処理施設の運転抑制によって、節電などの取組によって収入を得ているということがあるということでございます。

そこで、質問ですけれども、下水道河川局においてデマンド・レスポンスの取組を積極的に進めべきと考えますがいかがか、伺います。

●清水事業推進部長 デマンド・レスポンスの実施についてお答えいたします。

デマンド・レスポンスにつきましては、我々としても非常に注目し、検討を進めてきたところでございまして、具体的に申しますと、市内の水再生プラザにおきましては、停電などに備えて自家発電を設置しておりますので、これを活用することで節電に協力する方法を導入したいと考えてございます。

このたび、この方法につきまして、デマンド・レスポンスの事業主体と協議を行いまして、実施体制ですとか契約内容など、必要な事項について一定の整理ができましたことから、今年の夏の具体的な可能性テストに向けまして、2月14日に申込みを行ったところでございます。

●中村たけし委員 既にデマンド・レスポンスの実施に向けて手続を進めているという答弁がありました。こういった先進的なものに取り組んでいるということについて、改めて敬意を表したいというふうに思います。

今後も、社会動向を捉えながら、経営改善に向けた取組を積極的にこのように進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、施設の改築の際の規模の見直しによる経費削減について質問をしたいと思います。

今後、資料にもありますように、改築事業は増加の一途をたどるということですので、経営改善の観点からは、これら改築の費用を抑制していくことが必要になります。

札幌市の人口は、令和3年、2021年以降、減少

局面に入りましたので、今後、施設を改築する際には、この人口減少をしっかりと捉えて、施設規模をしっかりと見直して、経費の削減を行っていくべきだというふうに考えます。

そこで、質問ですけれども、資料によりまして、今後、西部スラッジセンターと東部スラッジセンターの大規模な改築を予定しているということでございますが、改築の際の施設規模の見直しについてどのように考えているのか、伺います。

●清水事業推進部長 改築の際の施設規模の見直しについてお答えいたします。

施設の改築事業は、今後、長期間にわたり相当な事業費を費やす事業となりますことから、その費用の削減に向けては、人口減少時代に応じた規模の見直しが重要であると認識してございます。

そのため、昨年3月に札幌市下水道改築基本方針を改定しまして、将来人口見通し、施設規模の適正化を図りながら改築を行うといったことを方針として定めたところでございます。

ご質問にありました西部と東部のスラッジセンターにつきましては、近年、汚泥の肥料利用を国が推進していることを踏まえながら、将来の人口減少に合わせた適正な規模で改築を行い、費用の縮減を図ってまいります。

●中村たけし委員 施設の改築は下水道事業の経営に大きな影響を与える事業でありますので、人口減少に応じたダウンサイジングなどによって、しっかりと経費の削減に努めていただきたいと思います。

最後に、要望ですけれども、具体的には、特に西部スラッジセンターの焼却炉について、現在、3から5号機の改築に向けて検討を始めていると伺っております。

近年、国が強く推奨している肥料利用、汚泥を肥料にするなどの取組を推進するということも視野に入れて、施設の規模を見直すということが必要だと思いますので、求めておきたいと思います。

今回質問した電気料金や改築事業費の縮減など、自らの経営努力をさらに取り組んでいただき、私たちはこんな取組をやっているのだということを審議会にしっかり示した上で、受益者負担の在り方についての議論に資するようにしていただきたいということを求めて、質問を終わります。

●**福田浩太郎委員** 受益者負担の在り方の具体的な中身については、審議会で深い議論がされると思いますので、私からは、審議会での検討の進め方について質問させていただきたいというふうに思います。

審議会では、これまでの調査結果に基づくデータを示し、様々な観点から議論を行い、受益者負担の在り方を検討するとのことでございます。

議論すべき内容は多岐にわたるというふうに思いますけれども、他の会派からも質問があったように、使用料の見直しは市民負担に即つながるものでありますから、市民の理解と協力が不可欠であります。

我が会派といたしましても、まずは十分な経営努力をしていく必要があると考えておまして、コスト削減の取組が重要だというふうに考えているところでございます。

ただ、一方で、下水道事業を今後とも持続可能なものとしていくためには、コストの削減だけではなく、経営の安定化のために目指すべき指標や長期的な収支構造の確立の視点なども重要でございます。

そこでまず、お伺いしたいのですけれども、受益者負担の在り方を議論していく上で重要となる視点にはどのようなものがあると考えているのか、考えているものがあればお聞かせいただきたいと思います。

●**吉田経営管理部長** 審議会での検討に当たる視点についてのご質問です。

お答え申し上げます。

審議会では、大きく三つの観点から、様々な視

点でご検討いただきたいと考えているところでございます。

一つ目は、安定的かつ健全経営の観点から、まずは、コスト削減の視点、そして、使用料の妥当性や排水需要の変化の視点、さらに、将来世代に過度な負担をさせないといった視点から、様々なデータに基づきご議論いただきたいと考えております。

二つ目は、新たな役割である脱炭素や汚泥活用などの取組の必要性和その規模感、また、スピード感のほか、経営とのバランス感覚の視点でございます。

三つ目は、市民目線からの観点で、これが特に重要と考えているところであります。

委員がご指摘のとおり、受益者負担につきましては市民の理解が不可欠と考えておりますので、市民の負担感や分かりやすさといった視点などから、市民にご納得いただけるような受益者負担の在り方についてご議論いただきたいと考えているところであります。

●**福田浩太郎委員** 重要となる視点ということで大きく三つ、健全経営の観点、新たな役割の観点、そして、市民目線の観点など、様々な観点から議論をされていくということでありました。

受益者負担の在り方は、新たな市民負担を伴うことになるので、検討に当たり、特に市民の負担感を重視されているということは、我々も重要な視点であると考えているところでございます。

予定をされている審議会につきましては、公募による市民委員をはじめ、学識経験者や各種団体からも、高度で専門的な識見を有した方々が参加をされるということでございますので、ぜひ多様な見地から十分な議論をしていただきたいというふうに思います。

ところで、今回の下水道事業の受益者負担の在り方の諮問については、28年ぶりとなるということでございます。この間、市民はずっと同じ下水道使用料を支払ってきたところでございますが、こ

の使用料は、何を根拠に、どのように決められているのか、知っている市民は決して多くないのではないかというふうに思います。

そこで、二つ目にお聞きをいたしますけれども、審議会での使用料の算定について、どのような手順で審議をされていくのか、具体的な検討手順があればお示しをいただきたいと思います。

●吉田経営管理部長 使用料算定の具体的な手順についてお答えを申し上げます。

下水道法の第20条第2項では、使用料の原則としまして、下水の量及び使用の態様に応じ妥当なもの、また、能率的な管理の下、適正な原価を超えないものと定められているところであります。

使用料の算定に当たりましては、まずは、これを原則とした上で、日本下水道協会による基本的考え方にに基づき、無数とも言える様々なシミュレーションを比較しながらご議論いただきたいと思いますと考えているところであります。

具体的には、まずは、財政投資計画の確認の後、使用料の算定期間を定めることとされております。次に、算定期間内における事業運営上必要な経費と収入を改めて見積りをし、収支過不足額の確認と改定の必要性を見極めてまいります。同時に、目標とする経費回収率や資金確保額などの条件を整理し、条件に見合う収入を確保するための使用料の目安を判断することになります。

その後、排水量の変化や市民の負担感、将来世代の負担などについて総合的に考慮をしながら、基本使用料と従量使用料の枠組みの検討に併せまして、各水量区分への配賦を検討し、使用料体系として整理をしていくこととなります。

●福田浩太郎委員 検討の手順については、大原則というものを前提としながら、まずは、財政投資計画、使用料収入を踏まえて、収支不足額を確認の上、改定の必要を見定めるということ、また、経費回収率など諸条件も勘案をして、使用量の目安を判断をしていくということ、そして、基本料金と使用料金などの枠組みを検討して各利用

者への使用料を決定していくということかと理解いたします。

慎重な手順を踏んでいくということでございます。

以上、2点ほど大きく確認をしてみましたけれども、今後の検討の中でも、市民の負担感について、しっかりと盛り込まれているということは承知いたしました。

審議会では、様々な過程を経て非常に複雑な議論をしていくということのようですので、下水道河川局としては、分かりやすい資料を作成し、一つ一つ丁寧に説明しながら活発な議論を行っていただき、しっかりとした答申につなげていただきたいと思います。

言うまでもなく、下水道は、汚水の排除や浸水の防除など、市民の命と財産を守らなくてはならない重要なインフラでございます。今後とも、これをしっかりと維持していくということ及びそのための安定的な財源を確保していくことは、極めて重要と考えます。

これまで、下水道河川局では、様々な工夫と努力で、安い使用料で経営を続けてきたということは、私からも評価をするところでございます。

その一方で、下水道施設の屋上や敷地の一部を野球場やパークゴルフ場として市民に開放するなど、地域住民に寄り添った事業も実施をしているということは大切だというふうに理解をしております。

よく、下水道事業はあつて当たり前で、なくてはならないものというふうに言われますが、処理場の敷地を活用した野球場などの付加サービスも地域住民にとってなくてはならないものとなっております。下水道事業の理解促進に重要な取組であることから、例えば、今後、ドッグランなど、さらなる充実も求めたいというふうに思います。

今後とも、その役割をしっかりと認識し、健全経営に向けての努力はもちろんのこと、付加サービスについても市民の期待に応える下水道であり

続けることを期待して、質問を終わります。

●長屋いずみ委員 私からは、札幌市営企業調査審議会への諮問概要についての6番目の使用料体系等の課題から、4点質問をさせていただきます。

コロナ禍、さらに、節水用機器の普及や市民の節水意識もあり、水需要は減って減収になり、追い打ちをかけて、物価高騰の下で電気料金や資材高騰で財政状況が想定外に急速に悪化しており、一方では、激甚化している災害対応、脱炭素、汚泥活用、こういった役割も求められており、政令市の中でも低廉な価格としてきたけれども、今後の料金について審議会に諮問をしていきたいということでした。

使用料算定手法には、資金収支積み上げ方式と総括原価方式があり、日本下水道協会の考えとしては、公営企業は総括原価方式が原則とあります。しかし、本市は、資金収支積み上げ方式、資金ベースであるとのこと説明でした。

そこで、質問です。

現在の他都市の状況について伺います。

また、本市が資金収支積み上げ方式を選択されている理由について伺います。

●吉田経営管理部長 算定方式の他都市の状況についてのご質問と、本市が資金ベースを採用している理由についてのご質問でございます。

政令市と東京都を含む21都市では、令和7年1月現在、資金収支積み上げ方式、いわゆる資金ベースを採用している都市は、札幌を含む9都市、一方の総括原価方式、いわゆる損益ベースが12都市となっております。

また、国土交通省の調査によりますと、全国の自治体では、資金ベースが41.5%、損益ベースが36.6%となっており、資金ベースを採用している自治体のうち、今後、損益ベースへ見直す方向としている自治体は63%となっております。

次に、本市が資金ベースを採用している理由についてお答え申し上げます。

札幌市では、使用料の徴収を開始した昭和34年当時、公営企業法の会計方式を適用しておらず、また、当時はまさに整備拡張時代で、事業の着実な実施のためには資金確保が必要であったことから、資金収支に重点を置いた資金ベースで使用料を算定してきたところでございます。

その後、改定のたびに議論はありましたが、昭和57年に公営企業法を適用した際も、事業拡張のさなかであったことから継続し、さらに、平成9年の改定時にも、資金需要を重視し、資金ベースを維持してきたところであります。

●長屋いずみ委員 平成9年にも議論はあったとのことでした。しかし、このときも総括原価方式を選択しなかった理由について伺います。

●吉田経営管理部長 平成9年に資金収支積み上げ方式を継続、損益ベースを採用しなかった理由についてお答えを申し上げます。

平成9年に継続した理由につきましては、当時の財政見通しで、企業債の償還元金が減価償却費よりも多くなる見通しを持ちまして、損益ベースに変更しますと、起債の返済が困難になる予測となったところであります。

この状況を、ご検討いただきました当時の審議会からも、使用料については、資金需要の長期見通しを勘案し、これまで同様、算定期間内における維持管理費と支払い利息と企業債償還金元金を対象として算定することが適当という答申をいただいたことから、資金ベースを継続してまいりました。

●長屋いずみ委員 審議会の答申を受けての判断とのことでした。

次に、基本水量制について伺います。

国は、負担の公平性の観点から、基本水量制の解消が望ましいとしております。

排出した汚水量に応じた汚水処理費用、いわゆる使用料を排出者、市民であったり、事業者に関平に負担をしてもらったほうがいいよということです。

この基本水量制について、本市はどのようにお考えなのか、伺います。

●吉田経営管理部長 国が基本水量制の解消が望ましいとされていることに対する本市の考え方でございますけれども、令和2年7月に国土交通省から報告をされた人口減少下における維持管理時代の下水道経営の在り方検討委員会の資料では、基本水量制について言及しておりまして、その内容は、基本水量制は、基本水量範囲内の使用者間の負担の公平性の観点から課題である、また、水道料金の算定要領というものにおきまして、漸進的に解消する方向性が既に示されております。このため、下水道についても、同様に解消させていくことが望ましいと国からは示されているところであります。

そこで、基本水量制に関する本市の考え方につきましては、まずは、今般の審議会に対しまして、本市の排水需要が大きく変化をしている状況や他都市の見直しの動向などのデータ、資料を丁寧にお示しし、ご議論いただき、その上で判断をしてみたいと考えているところであります。

具体的なデータ、資料につきましては、まず、基本水量制が、当初の目的は、公衆衛生上の配慮から、一定水量内の使用料を低廉かつ低額とすることによって接続を促すものでありましたが、現在、接続率はおおむね100%に達しており、その役割を終えているという観点を各自治体が持ってもらっています。

また、基本水量以内の使用者にとって、節水をしてしても使用料に反映できないという不公平感があるということも各自治体では認識されています。

こうしたことを理由に、各自治体では廃止する方向性になっているという点も審議会にお示ししてみたいと考えております。

さらに、札幌市の実態としまして、平成7年の国勢調査と令和2年の国勢調査の結果では、単独世帯数が23万件から42万件へと18万件増加をした結果、基本水量内の使用者数も33.7%から50.1%

に増加をしており、このように排水需要が大変大きく変化をしている状況も審議会にしっかりとお示しをし、ご議論いただいた上で判断をしてみたいと考えているところであります。

●長屋いずみ委員 様々なデータを示しながら議論していきたいということでした。

私は、欠かせない都市施設である下水道に関する費用は、本来、税金で、公費で負担すべきものだと考えます。しかし、国は、下水道は生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水被害の軽減、それから、公共用水域の水質保全を担う公共性の高い基盤だとしながら、料金設定は運営コストが全て料金に反映され、赤字が発生しにくい総括原価方式を、そして、受益者負担の原則に基づく独立採算で行いなさいというのですから、使用する市民の皆さんに下水道料金を転嫁することになり、この在り方こそ問題だと思うのです。

現在、本市では、10立方メートル以下までの基本料金は600円で、構成比は5割にも上っております。

基本水量制を解消するということ、そして、独立採算が原則であることを考えると、料金が引き上がる世帯が増えることになってしまうのではないかと懸念いたします。

3月に諮問、7月には答申というスケジュールなので、そう遠くない時期に使用料改定を考えていると思います。一方で、社会経済状況は、賃上げよりも物価高騰のほうが大きく、年金なども増える見通しのない中、使用料が上がれば市民の暮らしは厳しくなることは明らかでもあり、とりわけ所得世帯は深刻だと思うのです。

ですから、この点を十分踏まえる必要があると思いますけれども、どのようにお考えなのか、伺います。

●吉田経営管理部長 物価高騰下における市民負担の増加についての考え方でございます。

ご指摘がございましたとおり、地方財政法上、公営企業につきましては、その経費は経営に伴う

収入をもって充てなければならない独立採算とされておりまして、下水道事業におきましては、雨水公費、汚水私費の原則の中、汚水処理経費について使用者にご負担いただくことが原則となっております。一方で、昨今の物価高騰によりまして、市民生活が大変厳しい状況であることは認識しているところであります。

そこで、札幌市では、本定例会におきまして、給付金の支給のほか、保育所の事業継続支援など、市民生活を支えるための補正予算を計上するなど、様々な物価高騰対策を講じているところであります。

審議会での議論に当たりましては、それらの状況もしっかりとお伝えするとともに、使用料水準の比較など、様々な詳細なデータをお示しし、多角的見地から議論を行っていただき、その結果を受け、慎重に判断をしてまいりたいと考えているところであります。

●**長屋いずみ委員** 公共料金は、日常生活に直接影響を及ぼします。

値上げが実施されれば、市民生活や苦境にある事業経営を直撃しますので、十分慎重にご議論いただきたいと述べて、私の質問を終わります。

●**小形香織委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●**小形香織委員長** なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時12分